

伊那市家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けた事業者に対し、回復期までの事業継続を支援するため、固定費である家賃等への支払いに活用していただくことを想定した支援金を国の事業に協調して支給します。

給付対象

次の①～④のすべてを満たす方が対象です。

- ① 市内店舗等で事業を行う法人または個人事業主
- ② 申請日以降、少なくとも6カ月以上同一店舗で事業を継続する予定であること
- ③ 市内店舗等(土地を含む)を賃借等し、国の家賃支援給付金の給付を受けていること
- ④ 経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと

(注意) 市内に住所を有するの個人事業主であっても、市内の物件を賃貸借していない場合は対象外です。

給付額

- ◆ 市内店舗等の1ヶ月分の賃料のうち、国から受けた家賃支援給付金の額を差引いた額の2分の1の6か月分(千円未満切り捨て)(複数店舗がある場合は合算。ただし、1事業者あたり最大12万円まで。)

※給付金額の算出方法は、裏面をご確認ください。

手続き方法

申請書は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所商工振興課の窓口にて受け取ることが出来ます。

必要書類の準備

- 伊那市家賃支援給付金交付申請書兼請求書及び誓約書(※)を作成
- 法人登記事項証明書(法人の場合)又は本人確認書類の写し(個人事業主の場合)
- 許可証等の写し(許可等を要する業種を営む者の場合)
- 国に提出した賃貸借契約等の存在を証する書類の写し
- 国に提出した3か月分の賃料等を支払った事実を確認できる書類
- 国の家賃支援給付金の給付通知書(家賃支援給付金の振込のお知らせ)の写し
- 【市外にも店舗等を有する場合】国の家賃支援給付金の対象物件及びその所在地、賃借料等が記された書類(任意様式)

市役所に提出

- 伊那市役所本庁舎2階商工振興課に申請書類一式を提出します。
【申請期限】：令和3年3月1日(月)まで

交付決定

- 市役所から「伊那市家賃支援給付金交付決定通知書兼確定通知書」が届きます。
- 通知書到着から2週間程度で指定口座に給付金が支給されます。

(注意) 正当な理由なく市税や料金等に未納がある場合には支給対象外となる場合がございます。
コロナウイルス感染症が原因で納付が困難な場合には、本給付金の申請前に市税や料金等の担当課にご相談いただき、猶予制度の申請等の活用をご検討ください。

【お問い合わせ先】

- 伊那市商工振興課 TEL : 0265-78-4111、メール : skk@inacity.jp

➤ 伊那市家賃支援給付金の給付額の算定方法

国の家賃支援給付金の対象物件が市内に存在する店舗等のみの場合

1. 国の家賃支援給付金の申請の際に算定の基準とした1か月分の賃料（基準賃料）の額から国から給付を受けた家賃支援給付金の額を6で除した金額を差し引きます。
2. 「1」で算出した金額を2で割ります。
3. 「2」で求めた金額に千円未満の金額がある場合には切り捨て（上限額2万円）、これを6倍した金額が交付申請額になります。

<算出式>
$$\left[\frac{(\text{基準賃料の額}) - (\text{国の家賃支援給付金の額}) / 6}{2} \right] \times 6$$
 ※千円未満切り捨て
※上限2万円

<計算例> 1ヶ月の賃料が66,600円、国の家賃支援給付金が266,400円の場合
(66,600 - 266,400 ÷ 6) ÷ 2 = 11,100円
→千円未満切り捨て：11,000円
交付申請額は、11,000円×6=**66,000円**

国の家賃支援給付金の対象物件に市外に存在する店舗等が含まれる場合

【個人事業主の場合】 ※法人の場合は給付額が異なりますのでご注意ください。

1. 国の家賃支援給付金の申請の際に算定の基準とした1か月分の賃料（基準賃料）の額に対する市内の物件の相当額（市内店舗等基準賃料の額）の割合に国から給付を受けた家賃支援給付金を6で除した額を乗じた額を算出します。
2. 「1」で算出した金額を市内店舗等基準賃料の額から差し引きます。
3. 「2」で求めた金額の2分の1の金額に千円未満の金額がある場合には切り捨て（上限2万円）、これを6倍した金額が交付申請額になります。

<算出式>
$$\left[(\text{市内店舗等基準賃料の額}) - \frac{(\text{市内店舗等基準賃料の額})}{(\text{基準賃料の額})} \times \frac{(\text{国の家賃支援給付金})}{6} \right] \times 6$$
 ※千円未満切り捨て
※上限2万円

<計算例> 市外の店舗を含む1ヶ月の賃料（基準賃料）が666,000円、
そのうち市内の店舗の1ヶ月の賃料（市内店舗等基準賃料）が66,600円、
国の家賃支援給付金が2,082,000円の場合
(66,600 - (66,600 ÷ 666,000) × (2,082,000 ÷ 6)) ÷ 2 = 15,950円
→千円未満切り捨て：15,000円
交付申請額は、15,000円×6=**90,000円**

<重要>

- ✓ 交付申請額の金額をご記入される際にご不安がある場合には、必ず商工振興課窓口でご確認ください。
- ✓ 算定に誤りがあると、修正をお願いすることとなり、給付金支給までにより長い時間を要します。

【お問い合わせ先】

- 伊那市商工振興課 TEL：0265-78-4111、メール：skk@inacity.jp